



税抜経理方式又は税込経理方式による経理処理
/ 会費や入会金の仕入税額控除

国税庁 No.6375

国税庁 No.6467

税抜経理方式又は税込経理方式による経理処理

消費税の納税義務者である事業者は、所得税又は法人税等の所得計算に当たり、消費税等について、税抜経理・税込経理のいずれかを選ぶことが可能です。

税抜経理方式

消費税額と地方消費税額を売上高や仕入高に**含めない**で区別して経理する方法

税込経理方式

消費税額と地方消費税額を売上高や仕入高に**含めて**経理する方法

 例 商品5,000円（税抜）で現金払いで仕入れた場合

| | | | | | | | |
|------|---|------|--------|--------|------|----|--------|
| 税抜経理 | ： | 【借方】 | 仕入 | 5,000円 | 【貸方】 | 現金 | 5,400円 |
| | | | 仮払消費税等 | 400円 | | | |

| | | | | | | | |
|------|---|------|----|--------|------|----|--------|
| 税込経理 | ： | 【借方】 | 仕入 | 5,400円 | 【貸方】 | 現金 | 5,400円 |
|------|---|------|----|--------|------|----|--------|

免税事業者の場合は、消費税の納付義務がないため税込経理方式になる！

会費や入会金の仕入税額控除

会費

会費や組合費などが課税仕入れになるかどうかは、支払う会費と支払先から受ける役務の提供などとの間に明白な対価関係があるかどうかによって判定します。



例

セミナーなどの会費

☞ 講義・講演の役務の提供の対価・・・仕入税額控除の対象

忘年会費、懇親会費

☞ 飲食が目的・・・仕入税額控除の対象

取引先が主催の懇親会等で、飲食店へ支払うのではなく間接的に主催者に支払う会費も対象。

町内会の会費、マンションなどの自治会費、同業者団体などの通常会費

☞ 団体の維持・運営のための会費・・・仕入税額控除の対象外

会費や入会金の仕入税額控除



入会金

会費と同様、支払う入会金と支払先から受ける役務の提供などとの間に
明白な対価関係があるかどうかによって判定します。

ゴルフ倶楽部、宿泊施設、体育施設、レジャー施設を利用するための会員となる入会金は、
役務の提供などとの明らかな対価関係があるため、課税仕入れになります。

脱退などに際し、返還されないものに限られます。

判定が困難な場合

支払先である事業者の処理に合わせて処理をする。

支払先の事業者が不課税処理をしている : 不課税取引として仕入税額控除の対象外
支払先の事業者が課税処理をしている : 課税取引として仕入税額控除の対象